

第 2 章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

行橋市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画はこれからの施策の基本的な方向性と具体的に取り組んでいく施策の内容を明記したものです。

(1) 計画策定にあたっての基本的な考え方

本計画は「行橋市男女共同参画を推進する条例」に基づく基本計画であり、条例の基本理念を具体化するために策定したものです。

平成11年6月に公布、施行された「男女共同参画社会基本法」において、市町村における男女共同参画計画の策定が努力義務とされており、平成11年3月に策定した「行橋市男女共同参画プラン」よりも本計画では法的根拠が一層明確になりました。

(2) 他計画との関係

男女共同参画に係る施策の範囲は政治や教育、福祉、国際交流など、あらゆる分野にわたります。「第4次行橋市総合計画」をはじめ、それぞれの分野においては、「行橋市児童健全育成計画」、「行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」などの各部門計画が策定されており、計画に基づいたさまざまな施策がすすめられています。「行橋市男女共同参画プラン」はそれらの計画と連携し、整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開を図ります。

2. 計画の目標

行橋市がめざすべき男女共同参画社会のあり方として、次の目標を定めました。

男女がともに輝き、ひろがり、ひびきあうまち 行橋

近年、少子・高齢化の急激な進行により家庭および地域を取り巻く環境は大きく変化しており、地域の人と人とがふれあいを大切にしていけることが改めて求められています。

男女がお互いの人権を尊重し、暮らしの中のあらゆる場面で対等なパートナーとして

生活していくことは、将来の豊かな生活を築くために欠くことのできない大切なことです。そのためにも全ての人が男女共同参画について正しい理解をもち、行動していけるような社会づくりが求められています。

行橋市では、市民一人ひとりが、自分らしく輝くことができ、そして、その輝きが地域の人と人を結び、男女がともにいきいきと暮らしていけるまちをめざします。

3. 計画の重点課題

本計画の策定および具体的施策の実施にあたっては、基本目標および条例の基本理念を具体化するために、次の5つの重点課題を基本とします。

I あらゆる分野に男女がともに参画できる基盤づくり

男女がともに対等な立場で政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会を実現するためには、性別に関わりなく政策や方針決定の場に参画できる環境を整え、また家庭、地域、職場などに男女がともに参画し、いろいろな場面で平等に意見を述べるができる基盤を整備していくことが不可欠です。このために、まず市自らが市民や事業者の範となるよう、管理職や審議会、委員会などにおける女性の参画を積極的にすすめる必要があります。

また、区長などの地域の団体の長のほとんどを男性が占めており、このような現状の背景には、男性が長となることを当然としてきた社会的慣習や制度が、女性の参画を阻害してきた要因としてあると考えられます。

市が率先して女性の参画をすすめるとともに、市民や事業者に対しても、女性があらゆる分野に参画する機会が広がるよう、より効果的な働きかけをすすめます。

条例の基本理念

- 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案および決定に対等に参画する機会が確保されること。(3)

Ⅱ 一人ひとりが認め合い尊重しあう社会づくり

男女がともに互いの人格と性を尊重し、対等なパートナーとして、一人ひとりが自分らしく輝ける社会づくりを実現していくことは、男女共同参画社会の実現のための重要課題です。しかし現状では、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど女性の人権を侵害する状況や、テレビや雑誌などのメディアにおいて人権が尊重されていない状況が数多く見受けられます。これらの課題の解決に向けて、関係諸法を活用しつつ総合的な対応ができるよう医療、福祉、教育などの各分野との連携を図りながら取り組みをすすめます。

生涯にわたり身体的・精神的・社会的に健康な生活を営むことは、性別に関わりなく全ての人々が持つ権利です。男女という性や年齢による違いについて正しい知識を持ち、妊娠や出産など性に関わる問題や心に関わる問題など、心とからだの健康問題において、家庭や学校、職場などさまざまな場面での自己決定が尊重され、保障される環境づくりをすすめる必要があります。

また、行橋市においては外国籍を持つ人も多く在住しており、言葉の壁をはじめとして多くの困難な状況があります。男女共同参画社会の実現にあたっては、国際理解の促進を図り、外国籍を持つ人々への配慮を欠かすことなく施策の展開を図ります。

条例の基本理念

- 男女が性別により差別的な取り扱いを受けることなく、一人の人間として個性や能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、人権が尊重されること。（1）
- 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されること。（6）
- 男女共同参画社会の形成の推進が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにも配慮されること。（8）

Ⅲ あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会とは、女性も男性も自ら決定したことを互いに尊重し、一人ひとりが自分らしく生きることができる社会です。しかし、現状では「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残り、自らの意思で自分の生き方を選択する際に大きな障害となっています。このような昔ながらの性別による役割分担の考え方による慣習や慣行は市内においてもまだまだ見受けられるのが現状です。

地域や家庭において、男女共同参画社会に関する正しい理解が得られるよう、積極的に情報や学習の機会を提供していくことで啓発をすすめる、あらゆる慣行や制度について市民とともに見直していく必要があります。また、市がさまざまな施策を展開していくうえで、市民一人ひとりが互いを理解し、認め合い、他者への思いやりのある自律した個人として成長していくことができるよう配慮します。

さらに、次代を担う子ども達が自分の可能性や関心に添った将来を選択できるよう、学校教育をはじめとするあらゆる分野における教育の場で、個性を尊重し、また男女共同参画の視点に配慮した教育を実施していく必要があります。

条例の基本理念

- 「男は仕事、女は家庭」といった、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行をなくすように努めること。(2)
- 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を実現するための配慮がなされること。(4)

Ⅳ 性別に関わらず自らの生き方を選択できる環境づくり

条例第6条では、事業者の責務を規定しています。職場環境においても、男女がともに能力を十分に発揮し、自らが選択した道を歩んでいけるよう性別役割分担意識に基づいた慣行や制度などを改める必要があります。しかし、女性の役割がもっぱら家事・育児・介護に固定化されていることにより、その負担から就労を中断せざるをえなくなったり、社会参画を阻害されるなど、女性がさまざまな場面で自己実現を図れない現状があります。他方、男性は、近年の社会や経済の状況とあいまって、仕事中心の生活がより求められ、家事や育児、地域活動などのための時間を確保することが困難な状況が続

いています。男女がともに家庭や地域で責任を分かち合い、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、事業者や団体などに男女共同参画の意識啓発を積極的にすすめます。また、^{*}ワークシェアリングや^{*}SOHOといった新しい働き方についても情報の収集・提供に努め、周知を図り、誰もが自分らしく過ごすことのできる時間が確保できるよう、さまざまな支援体制づくりをすすめます。

少子・高齢化の諸問題は、市として緊急に取り組むべき課題です。保育や介護の支援策を充実させるとともに、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じた生き方を選択できるよう施策の展開をすすめます。

条例の基本理念

- 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活が、働くこと、学校に通うこと、地域活動をする事など両立できるよう配慮されること。(5)
- 男女共同参画の推進には、少子高齢化の諸問題および特質を踏まえた配慮がなされること。(7)

V 計画を推進するための体制づくり

男女共同参画社会を行橋市全域に広げるためには、まず、市民の活動の拠点であり、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するうえで核となる拠点の整備が不可欠であり、男女共同参画センターの設置は緊急の課題です。また、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントなどの人権を侵害する暴力や子育てに関する不安、労使紛争、再就職支援など、男女共同参画に関わる問題は実にさまざまです。このような多様な問題に対して、迅速かつ適切に対応できるよう関係各課、機関、団体などが連携した総合相談体制の充実が求められています。さらに条例に定めた男女共同参画苦情処理制度の活用を促すため、市民がわかりやすいよう効果的な周知徹底を図る必要があります。

男女共同参画社会の実現のためには、本市職員全ての男女共同参画に対する正しい理解が不可欠です。本計画の着実な推進のための進行管理と総合調整の仕組みづくりをすすめて、同時に庁内の推進体制を充実します。併せて、職員研修の効果的な実施をすすめます。男女共同参画社会は本市のみの取り組みだけで実現できるものではありません。男女共同参画都市宣言などにより、本市だけでなく、国、県、周辺市町村との連携を図ります。

4. 計画における最優先すべき課題

本計画では条例の基本理念の実現に向けて、5項目の重点課題をもとに施策を推進していきます。その中でも緊急性、重要性の高い次の施策については、計画期間内において積極的に実施していきます。

市における政策方針決定過程への男女共同参画の推進

政策方針決定過程への男女の共同参画こそが、男女が喜びも責任も分かち合える場面であり、男女共同参画社会の形成を図っていく基盤をなすものです。

そのために女性の知識と経験をあらゆる分野への企画・立案そして運営に活かし、行政をはじめ企業、自治会などへの積極的な参画を図ることが重要です。まず、市は自ら率先して積極的改善措置を図り、女性の参画を推進するとともに、事業者や市民団体などにおける方針決定過程への女性の参画を促進するための取り組みを支援します。

男女共同参画センターの設置

男女共同参画センターは、男女共同参画社会実現に関するさまざまな施策を積極的に展開し、市民、団体および事業者の主体的な活動を助長、支援するための拠点施設として条例に位置づけられています。

情報収集、学習、調査研究、相談事業の実施および関係機関、施設との連携を図り、市民の幅広い自主的な活動をあらゆる面において支援し、また施策を推進する中核施設として設置へ向けた取り組みをすすめます。

男女共同参画苦情処理制度の活用

市における男女共同参画を推進する施策もしくは男女共同参画に影響を及ぼす施策についての苦情、また性別による差別など、男女共同参画の推進を阻害するような人権侵害がなされた事案について市民および事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理委員を条例に基づいて設置しています。

申出は市民からの貴重な提案であり、市における男女共同参画の推進についての重要な鍵となるものです。市民、事業者への男女共同参画苦情処理制度の周知徹底および活用促進を図ることで市民、事業者からより身近な視点から男女共同参画をすすめます。

事業者登録における男女共同参画推進状況の報告

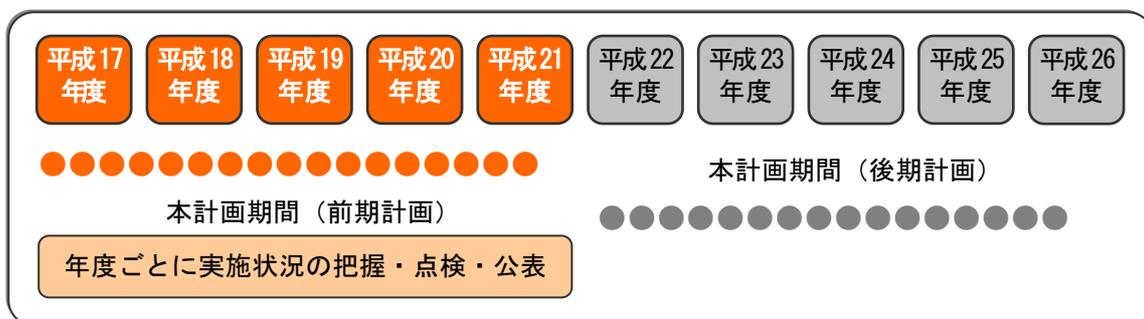
男女共同参画の推進には市および市民はもとより、事業者の協力が欠かせないものであることは明白であり、これは事業者の責務として条例にも位置づけられています。

市と契約することを希望する事業者に対し、入札参加審査申請書提出時に、事業所における男女共同参画推進状況の報告について協力を要請します。提出された報告は、男女共同参画の資料として公開し、市民への意識啓発などに活用します。

5. 計画の期間

本計画は、平成17年度から平成26年度までの10年計画とします。

ただし、社会情勢や国の施策などの変化を考慮し、中間年度である平成21年度に具体的な施策については見直しを行うものとします。



6. 計画の体系

目標 男女がともに輝き、ひろがり、ひびきあうまち 行橋
 ~男女共同参画社会の実現をめざして~

重点課題

- I** あらゆる分野に男女がともに参画できる基盤づくり
- II** 一人ひとりが認め合い 尊重しあう社会づくり
- III** あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり

施策の基本的方向

- I**
 - 市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
 - あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進
 - 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
 - 女性リーダーの育成
- II**
 - 性別によるあらゆる人権侵害の根絶
 - 生涯を通じた健康づくりの推進
 - メディアにおける人権の尊重
 - 国際理解と交流・国際協力の推進
- III**
 - の充実および社会制度についての配慮
男女共同参画に関する意識啓発・広報活動
 - 学校教育などの推進
 - 生涯学習における男女共同参画の推進
 - 体制の充実
調査・研究・情報収集および提供

基本的施策

- I**
 - 市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
 - (1) 市における女性職員の採用・職域の拡充
 - (2) 市における女性職員の管理職への登用の拡大
 - (3) 市の審議会などへの女性の参画拡充
 - (4) 市政への女性の多様な参画の促進
 - あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進
 - (1) 市民団体などにおける女性の参画拡充に向けた取り組の促進
 - (2) 商業・農林水産業における女性の参画の促進
 - 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
 - (1) 家庭生活・地域社会における男女共同参画の意識啓発の充実
 - (2) 家庭生活・地域社会における男女共同参画促進への環境・条件整備
 - 女性リーダーの育成
 - (1) あらゆる場における女性リーダーの育成
- II**
 - 性別によるあらゆる人権侵害の根絶
 - (1) 性別による人権侵害行為の根絶などに関する取り組みの充実
 - (2) ドメスティック・バイオレンス防止に関する取り組みの充実
 - (3) 児童虐待防止に関する取り組みの充実
 - (4) セクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組みの充実
 - (5) 生涯を通じた女性の健康づくり、健康保持の推進
 - 生涯を通じた健康づくりの推進
 - (1) 女性の性に関する疾病予防の促進と出産に関する保護・母子健康対策の推進
 - (2) 女性の性に関する疾病予防の促進と出産に関する保護・母子健康対策の推進
 - (3) 男女共同参画による食育の推進
 - (4) 市民の主体的な参加による環境活動の推進
 - (5) 健康教育および相談体制の充実
 - メディアにおける人権の尊重
 - (1) 市の刊行物などにおける表現の見直し
 - (2) メディアにおける人権を尊重した表現の浸透促進
 - (3) 女性の海外研修の参加支援
 - 国際理解と交流・国際協力の推進
 - (1) 広報・啓発活動の推進
 - (2) 環境保全に関する意識啓発および支援体制の充実
 - (3) 国際交流事業への参画促進
 - (4) 地域における国際交流の推進
- III**
 - の充実および社会制度についての配慮
男女共同参画に関する意識啓発・広報活動
 - (1) 行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底および活用促進
 - (2) 広報・啓発活動の推進
 - (3) 環境保全に関する意識啓発および支援体制の充実
 - (4) 国際交流事業への参画促進
 - (5) 地域における国際交流の推進
 - (6) 女性の海外研修の参加支援
 - (7) メディアにおける人権を尊重した表現の浸透促進
 - (8) 市の刊行物などにおける表現の見直し
 - 学校教育などの推進
 - (1) 男女共同参画教育推進のための教材の研究開発
 - (2) 市民団体および自主グループへの支援の充実
 - (3) 行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底および活用促進
 - (4) 広報・啓発活動の推進
 - (5) 環境保全に関する意識啓発および支援体制の充実
 - (6) 地域における国際交流の推進
 - (7) 女性の海外研修の参加支援
 - (8) メディアにおける人権を尊重した表現の浸透促進
 - 生涯学習における男女共同参画の推進
 - (1) 性別にとられない進路指導の促進
 - (2) 市民団体および自主グループへの支援の充実
 - (3) 行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底および活用促進
 - (4) 広報・啓発活動の推進
 - (5) 環境保全に関する意識啓発および支援体制の充実
 - (6) 地域における国際交流の推進
 - (7) 女性の海外研修の参加支援
 - (8) メディアにおける人権を尊重した表現の浸透促進
 - 体制の充実
調査・研究・情報収集および提供
 - (1) 男女共同参画に関する情報の収集および提供体制の充実
 - (2) あらゆる分野における男女共同参画に関する調査・研究の充実
 - (3) 社会教育における男女共同参画の推進
 - (4) 地域社会における性教育の充実
 - (5) 学習機会の確保および生涯学習に関する情報提供の充実・支援
 - (6) 学校における男女共同参画の推進
 - (7) 幼児保育・教育に関する情報提供および啓発
 - (8) 性教育の充実

